

2024

愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

令和6年5月号



毎月15日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。
(15日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

目次



愛媛県からのご案内・お知らせ

離職者等緊急生活資金について	1
地域若者サポートステーションのご紹介	2
中小企業労働相談所のご利用について	3
「優秀勤労障がい者」知事表彰の推薦募集中！	4
「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！	5
人材不足の課題を女性の活躍で解決！	6
奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）助成対象者向けチラシ	8
「えひめの女性デジタルスキル de 就職応援プログラム」受講者募集！	10
労働委員会の窓（令和6年4月分）	11
「あのこの愛媛」愛媛県公式求人・移住総合情報サイトのご紹介	12
ひめボス宣言事業所認証制度について	14
お済みですか？「ひめボス認証」	18

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

令和6年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ	20
令和6年度両立支援等助成金の制度変更内容等のお知らせ	22
人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内	24
STOP！熱中症 クールワークキャンペーン	26
働き方改革推進支援センターのご案内	28
医療勤務環境改善支援センターのご案内	29
「プラチナくるみん」と「えるぼし」の同時認定決定！	31
2024年4月から「労働条件明示のルール」が変わります	32
ケアプラザ新居浜のご案内	34

離職者等緊急生活資金のご案内

《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、18歳以上65歳以下であること。

（離職者の方）

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

（休業者の方）

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(離職者一人につき)
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要。
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(休業者一人につき)
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

地域若者サポートステーションのご紹介

愛媛県では、ニートと呼ばれる若者及び就職氷河期世代の職業的自立を支援する窓口として、

- えひめ若者サポートステーション（えひめサポステ）
 - 東予若者サポートステーション（東予サポステ）
- を設置しています。まずは一步、お気軽にご相談ください。



【支援対象】

15歳～49歳で仕事に就いておらず、家事も通学もしていない方及びその保護者等

【支援内容】

- 個別相談・グループカウンセリング（相談員、臨床心理士によるものなど）
- 職業ふれあい事業（職場見学、社会見学、ボランティア活動など）
- ジョブトレーニング（ジョブトレーナー付き添いによる職場体験など）
- ワークショップ、セミナー（パソコン個別指導、ボイストレーニングなど）
- 保護者セミナー（親子ふれあい心理講座、わかりやすい交流分析など）
- 職場体験・職場チャレンジ事業（短期(3日程度)の職場体験、1か月の職場訓練など）

【設置場所など】

えひめ若者サポートステーション

- 住 所：松山市湊町5丁目1番地1
いよてつ高島屋南館3階
- 利用時間：10時～18時（月～土曜日）
- 電 話：089-948-2832
- E-mail：sp-station@lagoon.ocn.ne.jp
- H P：http://www.i-esapo.jp/

※南予地域（宇和島市・八幡浜市・大洲市）では出張相談会を実施（10時～16時）

東予若者サポートステーション

- 住 所：新居浜市繁本町8-65
（新居浜市市民文化センター内）
- 利用時間：10時～18時（月～金曜日）
- 電 話：0897-32-2181
- E-mail：toyo-sp@mx.netwave.or.jp
- H P：http://www.i-tsapo.jp/

※今治市・西条市・四国中央市では出張相談会を実施（13時～17時）

中小企業労働相談所のご利用について

労働問題でお悩みの方は、
中小企業労働相談所をご利用ください。



各中小企業労働相談所では、相談員が相談をお受けするほか、関係機関への紹介等も行っています。（労働者の方、使用者の方、どちらの相談にも応じます）

また、中予地方局に設置している松山中小企業労働相談所では、毎月2回（原則、第一・第三金曜日の10時から15時）労働問題の専門家である社会保険労務士による相談も実施しています。

いずれも相談料は**無料**で、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

電話での相談もお受けしています。



【愛媛県中小企業労働相談所】

相談所	所在地	受付時間	電話番号
西条中小企業労働相談所 （東予地方局商工観光課内）	〒793-0042 西条市喜多川 796-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0897-56-1300 （内線 465）
今治中小企業労働相談所 （東予地方局今治支局商工観光室内）	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0898-23-2500 （内線 318） 0898-22-8598 （直通）
松山中小企業労働相談所 （中予地方局商工観光課内）	〒790-8502 松山市北持田町 132	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	089-909-8760 （直通）
宇和島中小企業労働相談所 （南予地方局商工観光課内）	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0895-28-6146 （直通）
八幡浜中小企業労働相談所 （南予地方局八幡浜支局商工観光室内）	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0894-22-4111 （内線 234）

「優秀勤労障がい者」知事表彰の推薦募集中！

○愛媛県では、「優秀勤労障がい者」の知事表彰を行っています。

愛媛県では、一般の事業所に勤務されている障がい者の方で、その障がいを克服し、「職業人」として活躍されている方を、「優秀勤労障がい者」として表彰し、そのご努力を広く県民に周知することで、ご本人をはじめ、障がい者の方の労働意欲の向上を図り、ひいては障がい者の雇用促進につなげたいと考えております。

○ご本人のためにもご推薦ください。

障がい者の方のこれまでのご努力に対する表彰であり、ご本人の励みにもなりますので、積極的なご推薦をお願いします。

推薦期限・・・令和6年8月16日（金）

推薦方法・・・「推薦書」に必要事項をご記入の上、障害者手帳又は療育手帳のコピーを添付して、下記住所宛てにご郵送ください。（推薦書の様式は、県のHPに掲載しています。検索→「愛媛県 優秀勤労障がい者知事表彰」）

※ 推薦いただいた方全員が表彰されるものではありません。なお、受賞された方のみご連絡いたしますのでご了承ください。

※ これまでに推薦いただいた方で、未受賞の方を、再度、推薦いただくことも可能です。

※ 同一事業所からの受賞者は、各年度1名のみとなりますのでご了承ください。

推薦に当たっては、必ずご本人の了解を得て、推薦してください。

また、受賞者は表彰式の後、県のホームページ等で、氏名・勤務先が公表されますのでご了承ください。

○表彰式があります。（予定）

詳細が決まりましたら、別途、県ホームページ等でお知らせします。

本表彰の趣旨をご理解いただき、積極的なご推薦をお願いいたします。

（お問合せ先、推薦書送付先）

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 愛媛県労政雇用課

TEL：089-912-2502 FAX：089-912-2508 E-mail：rouseikoyou@pref.ehime.lg.jp

「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！

《概要》

愛媛県では、女性が自らの能力を発揮して正社員として活躍できるように、「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」を展開中！

本プロジェクトでは、「事業者向け支援」、「女性求職者向け支援」、「紹介予定派遣制度を活用した支援」の3つの支援を通じて、女性の良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保をサポートします。

《プロジェクトの内容》

【事業者向け支援】

- ダイバーシティセミナー（ZOOM オンライン開催）
- 中小企業診断士等の専門家派遣

【女性求職者向け支援】

- キャリアアップ者の職場復帰支援セミナー
- 県内企業の魅力発見セミナー
- 職場見学
- マッチング交流会

【紹介予定派遣制度を活用した支援】

- 就職に必要なビジネススキル等の習得支援
- キャリアコンサルタントによる職業相談
- 人材マッチングの支援



《専門家派遣による受入環境整備支援のご案内》

丁寧なヒアリングで貴社に合った専門家を派遣します！

お申し込み

お申し込みは下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

ヒアリング

課題等を事務局が御社へ伺いヒアリング。

マッチング

ヒアリングの結果をもとに専門家、支援内容を決定。

支援実施

専門家が策定した支援計画をもとに伴走型支援で課題を解決。

【お問い合わせ先】（TEL）089-947-0038 （メール）ehime-seikikoyou@crie.co.jp



専用サイト

<https://ehime-joiseikoyoushien.jp>



公式LINE

LINE 公式アカウントで本プロジェクトの最新情報を発信

えひめの女性おしごと応援プロジェクト

人材不足の課題を

女性の活躍で 解決！



意欲ある女性がその能力を発揮して県内で正社員として活躍できるよう、研修・カウンセリング及び紹介予定派遣制度を活用したマッチング支援を行うことにより、良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保を応援します。



企業・事業者向け支援

企業・事業者

参加

- ・ダイバーシティセミナー
- ・専門家派遣による受入環境整備支援

女性求職者向け支援

女性求職者

参加

- ・県内企業の魅力発見セミナー
- ・キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー
- ・職場見学・マッチング交流会

紹介予定派遣制度を活用した支援

人材育成プログラムの提案

キャリアコンサルティング

人材マッチング支援



人材確保・良質な雇用環境

詳細は裏面をご覧ください ➡

● 支援一覧

企業・事業者向け支援

ダイバーシティセミナー

女性活躍等に取り組む企業に所属の方を講師に迎え、女性活躍の必要性やメリット、ノウハウ等を学ぶセミナーを開催。

専門家派遣による受入環境整備支援

中小企業診断士等の専門家を派遣し、求職者のニーズにあった求人要件の設定や就労環境整備の実現に向けたアドバイスをおこなうなど、女性が活躍できる受け入れ環境を整備するための伴走支援を実施。



女性求職者向け支援

県内企業の魅力発見セミナー

就職・転職を希望している女性求職者を対象に、県内企業の魅力をPRするセミナーを開催。

キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー

子育てや介護等により、キャリアにブランクが生じている女性求職者を対象に、円滑な職場復帰を支援するためのセミナーを開催。

職場見学・マッチング交流会

就労先で働くイメージを醸成し、職場の雰囲気を実感できる職場見学や、企業のご担当者様と求職者の交流会を実施。



紹介予定派遣制度を活用した支援

人材育成プログラムの提案

研修プログラム等を活用し、就職に必要なビジネススキル習得の支援を行います。

人材マッチング支援

求人企業の人材ニーズをヒアリングし、事業に参加する女性求職者との適切なマッチングを実施致します。

キャリアコンサルティング

専任のキャリアコンサルタントが求職者の方の適性や希望に合った就労へと繋げるため、きめ細やかな職業相談を行います。



本事業の紹介予定派遣のメリットについて

紹介予定派遣とは？

紹介予定派遣とは、派遣期間終了後に本人と派遣先企業双方の合意のもと、直接雇用を結ぶことを前提とした働き方です。

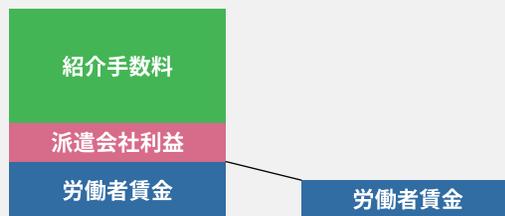
本事業の紹介予定派遣のポイント

有料職業紹介とは異なり、約2か月の派遣期間を通して求職者の適正を判断することができるため、直接雇用後のミスマッチを軽減することができます。また、本事業を活用することで、通常の紹介予定派遣と比べて負担費用が少なくなります。

本事業における紹介予定派遣の比較

通常の紹介予定派遣の場合

本事業をご利用した場合



ご紹介例

労働者賃金：1,100円・派遣会社利益：600円（ご請求単価：1,700円）
月間労働時間 160時間かつ正社員後の仮定年収：250万円の場合

採用費用 採用方法	派遣料金	紹介手数料	計
本事業における紹介予定派遣	176,000円 ※1	手数料なし ※2	176,000円
通常の紹介予定派遣	544,000円	750,000円	1,294,000円
有料職業紹介		750,000円	750,000円

※1：派遣料金は、労働者賃金の1/2の金額負担のみとなります。

賃金 1,100円 × 派遣期間 2か月（320時間）× 1/2 = 負担賃金 176,000円

※2：紹介手数料が不要となります。（紹介手数料は仮定年収の30%で試算）

ご請求単価は職種・職務内容によって変わります。詳しくはお問い合わせください。

本事業の紹介予定派遣サービス お申込みの流れ

- STEP1** 求人ヒアリング
求人サイトへ掲載
- STEP2** 求職者の人選
- STEP3** 求職者のご提案
選考開始（書類選考・面接・適性検査）
- STEP4** 内定承諾後、契約手続き
入社
- STEP5** 約2ヶ月の試用期間後（派遣契約）
両者同意の上、正社員切り替え

※派遣期間2ヶ月は目安です。期間は相談に応じます。

参加申し込み・お問い合わせ

下記「電話」「メール」「WEB」にてお気軽にご連絡ください。

電話

089-947-0038

平日（月曜～金曜）9時00分～17時30分

E-mail

ehime-seikikoyou@crie.co.jp

WEB

https://ehime-joseikoyoushien.jp/



主催：



運営事業者

事務局 | 受託会社：株式会社クリエアナブキ

〒790-0003 松山市三番町4-9-6 NBF松山日銀前ビル8階（株式会社クリエアナブキ内） | URL: https://www.crie.co.jp/

愛媛県と県内企業が共同で
奨学金の返還を支援！

最大**141.1**万円
最長**7**年間助成

助成対象者を募集します

(愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 IT人材確保枠)

● 本制度の対象となる方

本制度の対象となる方は、以下の**全ての要件に該当**する方とします

- ① 日本学生支援機構の**第一種・第二種奨学金の貸与を受けている方**
- ② 情報処理推進機構が定める**ITスキル標準レベル2以上**の情報処理技術者試験に合格している方
- ③ 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する、卒業前年次若しくは卒業年次の方
又は 既卒者で**登録企業への就職を希望する方**（応募時点で登録企業に雇用されている方を除く）

● 制度の概要

- IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。
- 助成金額は、1年間（10月分～翌年9月分）の**奨学金返還額の4/5又は20.16万円のいずれか低い額**とし、**最長7年間助成**します。（最大141.1万円）
- 助成額は、原則として日本学生支援機構に支払います（返還期間が短くなります）。

● 助成までの流れ



認定申請

申請書、履歴書、奨学金貸与証明書、資格試験の合格証明書を愛媛県に提出してください
(様式は県HPに掲載しています)



就職活動

各企業の募集案内に基づいて採用選考を受験してください
(就職先が決定した場合は、県に報告してください)



登録企業へ就職 継続して就業

本制度への登録企業に就職し、1年間（10月～翌年9月）奨学金を返還し、継続して就業した場合、助成の対象となります



交付申請

県からの案内に基づいて、交付申請書や勤務先企業の在籍証明書等を提出してください



助成

県と企業が拠出した基金から、日本学生支援機構に助成額を支払います
(返還期間が短くなります)

※就職活動後（内定取得後）に資格試験に合格した場合で、内定先企業（登録企業）の了承が得られた場合は、就職活動後に申請を行っても差し支えありません。
(ただし、就職前（入社前）に申請を行う必要があります)

志望業種・企業が決まっていなくても、まずは申請を！

● 本制度に関するお問い合わせ ●

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課

TEL: 089-912-2506 E-mail: sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

HP: <https://www.pref.ehime.jp/page/5701.html>

愛媛 IT奨学金

検索



登録企業一覧

（令和6年2月29日時点・五十音順）

会社名称	市町	産業分類	主な採用予定職種							リモートワーク制度	
			プログラマー	システムエンジニア	ネットワークエンジニア	データベースエンジニア	サーバーエンジニア	コンサルタント IT	プロジェクトマネージャー		その他
株式会社アイムービック	松山市	情報通信業		●							有り
株式会社伊予エンジニアリング	松山市	情報通信業	●	●						●	有り
株式会社 いよぎんコンピュータサービス	松山市	情報通信業	●								－
株式会社NPシステム開発	松山市	情報通信業	●	●	●	●	●				－
株式会社オフィス・クラフト	宇和島市	情報通信業	●	●	●	●	●	●	●		有り
株式会社コモテック	松山市	情報通信業	●	●		●	●	●	●		－
株式会社シスディブリンク	西条市	情報通信業	●	●		●		●	●		－
システムアーク株式会社 四国支店	松山市	情報通信業	●	●	●	●			●		－
株式会社 システムサポートサービス	松山市	情報通信業	●	●							有り
株式会社瀬戸内	今治市	専門・技術サービス業	●	●			●	●	●		有り
ソフトサイエンス株式会社	松山市	情報通信業	●	●					●		－
株式会社タイワ	新居浜市	情報通信業	●								有り
株式会社ひめぎんソフト	松山市	情報通信業	●	●	●	●					有り
フェイス・ソリューション・ テクノロジーズ株式会社松山支店	松山市	情報通信業	●	●							有り
福助工業株式会社	四国中央市	製造業	●	●							－
株式会社ユイ・システム工房	松山市	情報通信業	●	●				●			有り

「えひめの女性デジタルスキル de 就職応援プログラム」 受講者を募集します！

《概要》

愛媛県では、意欲ある女性のデジタルスキルの習得を支援し、良質で安定的な雇用につなげるため、県内での正社員就職を目指す女性求職者を対象とした「えひめの女性デジタルスキル de 就職応援プログラム」を実施します。

ご自宅にてオンラインで受講できる **e-ラーニング教材**により企業が求める実践的なデジタルスキルを身に付けていただき、就職活動のサポートなど伴走支援を行いながら、**県内での正社員就職に向けたきめ細かなサポート**を行うプログラムです。



《受講者募集》

1. プログラムの内容

〈e-ラーニングカリキュラム〉

- ・デジタル基礎 ・マーケティング基礎 ・SNS マーケティング ・AI 活用
- ・情報セキュリティ ・HP 制作 ・動画制作 ・アプリ開発 等

※お申込みいただいた後に面談を行い、ご希望や適性等をふまえてカリキュラムを設定します。

〈その他〉

- ・受講上の相談対応 ・受講者同士の交流会
- ・キャリアサポート（就職相談）

2. 受講対象 愛媛県内での正社員就職を目指す女性

3. 受講料 **無料**

4. 申込み 下記専用サイトから（令和6年6月30日まで）

5. 専用サイト https://eis-reach.com/r6_digital_ouen/

詳細・お申込みはこちら →



労働委員会の窓（令和6年4月分）

《会議関係》

- 4月12日第1230回愛媛県労働委員会総会
「事務局職員人事異動に伴うあっせん員候補者の委嘱等について」など11件
- 4月12日第1335回愛媛県労働委員会公益委員会議
「令和6年（不）第1号事件の申立てについて」など4件
- 4月26日第1336回愛媛県労働委員会公益委員会議
「地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定について」など3件

《集团的労使紛争関係》

- 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法7条該当号	申立内容	終結状況
6年(不)第1号	福祉業	R6.3.21	1,3	不利益取扱い是正 支配介入の禁止 謝罪文の掲示等	係属中

《個別的労使紛争関係》

- あっせん事件

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申出者	あっせん回数	終結状況
6年個別第1号	医療業	退職金・解雇予告手当・慰謝料等の支払い	R6.2.28 労働者	1回	係属中
6年個別第2号	医療業	精神的・経済的損失に対する金銭的補償	R6.4.9 労働者	-	係属中

- 労働相談

	相談者数	相談件数
4月	26	41
累計（4月～）	26	41

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町132番地

メールアドレス roudou@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirou/>



求人のお困りごとはこれで解決！

愛媛県 **公式** 求人・移住総合情報サイト

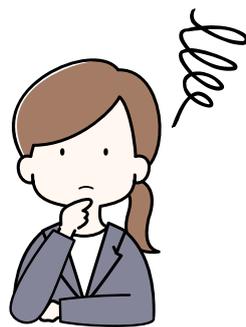
あのこの **愛媛**

あの街、この町で、はたらこう

年間アクセス
20万件以上!!

求人のお困りごとにはありませんか？

- 応募がない...
- 掲載にお金をかけたくない...
- 応募者管理が大変...



3つの **メリット**

メリット 1

登録→採用まで費用は **無料**

メリット 2

県公式サイトで **安心**

メリット 3

登録から求人掲載まで **簡単**

登録はコチラから

あのこの愛媛



<https://ano-kono.ehime.jp/>



「あのこの愛媛」は県内の求人情報を**全国**に届けます！

Point 

県外からのアクセス数は約 **7** 割！

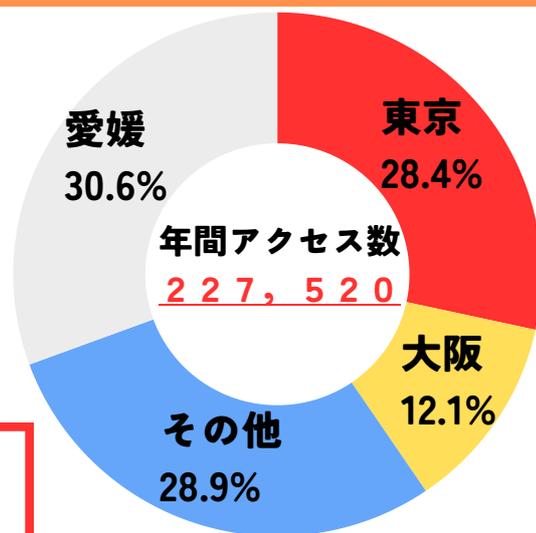
Point 

令和4年度 約 **7000** 人



が愛媛県に移住しています

県外からの人材を獲得する機会が
あのこの愛媛にはあります！



令和4年度あのこの愛媛
地域別アクセス数

求人掲載まではたったの **3ステップ** 

Step1 あのこの愛媛から利用申請

URLまたは二次元コードからアクセス！

<https://ano-kono.ehime.jp/st/register>

もしくは **あのこの愛媛**  で検索

事務局で事業者登録後、アカウントを発行します。



Step2 管理画面にログイン

初回ログインに関するメールが届きますので

案内に従ってログインしてください。



Step3 求人情報を作成し、情報を公開

求人情報の編集や公開/非公開の切替えは、

管理画面からいつでも変更可能です。

そして 求人に応募があったら

ご登録のメールアドレスにお知らせメールが届きます。

管理画面で応募者情報を確認し、応募者へご連絡ください。

選考後の採否結果の登録をお願いします。

操作にお困りのときは、サービスカウンターにご連絡ください！



anokono@hr-s.co.jp



<https://ano-kono.ehime.jp/st/faq/>

問い合わせ
フォーム



令和5年度よりスタートした “ひめボス宣言事業所” 認証制度

若年層の転出超過の解消に向け、
愛媛県が女性活躍や仕事と家庭の両立支援など
積極的に取り組む企業を認証し、
すべての人がいきいきと働ける環境づくりと
企業の成長をバックアップします。

認証事業所数
現在
203社
(※2024年3月6日時点)



HIMEBOSS

ひめボス

2024年度

(令和6年度)

働く人に笑顔を。
企業に成長を。



このままだと...

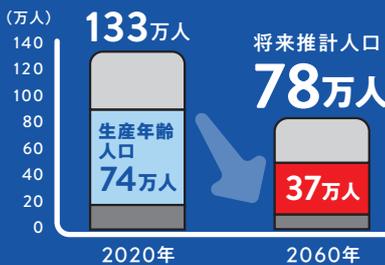
ひめボス促進の効果もあり

ひめボス宣言事業所認証制度の目的

人口減少は、企業経営や事業継続に
大きな影響を及ぼします。

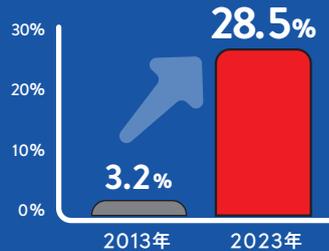
愛媛県の人口減少は、このまま何も対策を行わなければ、
2020年からの40年間で4割減となり、約78万人にまで減少
すると見込まれています。※ 地域が持続的に成長していくた
めには、雇用の場を提供する県内企業・事業所が、すべての
労働者にとって魅力的であるとともに、個人のライフステージ
の希望を叶えることが重要であると考えます。

愛媛県の総人口は
2060年に
4割減少



■ 0~14歳 ■ 15~64歳 ■ 65歳以上
※2020年「国勢調査」に基づき愛媛県が算出

県内企業の
男性の育児休業
取得率は
28.5%にUP!



出典：R5愛媛県「仕事と家庭の両立支援に
関する雇用環境調査」

みんなが活躍できる職場へ、 みんなに選ばれる企業へ。

愛媛県内企業が性別を問わず「選ばれる企業」として魅力的な職場へ変革・成長できるよう、女性活躍推進や仕事と家庭の両立支援等に取り組んでいる企業等を認証する制度です。



スーパー プレミアム認証 (上位認証)

認証に対する **奨励金**
※2
100万円

常時雇用する労働者数
20人以上300人以下の
企業が奨励金支給対象

スーパープレミアム認証に必要な要件

1~4の要件を2つ以上(301人以上の企業は3つ以上)/5及び6の要件は必須

1	直近の事業年度 女性正社員の割合	国の平均値以上 または 4割以上 ※1
2 いずれか	直近の事業年度 女性正社員の平均継続勤続年数	国の平均値以上 ※1
	直近の事業年度 女性の平均継続勤続年数 (雇用管理区分ごと)	男性の 7割以上
3	直近の事業年度 女性管理職の割合	国の平均値以上 ※1
4 いずれか	直近の三事業年度 非正規女性の正社員転換	転換後 6箇月以上
	直近の三事業年度 離職した女性の正社員再雇用	再雇用後 6箇月以上
5	直近の事業年度 出産した女性の就業継続率	80%以上
6	直近の事業年度 男性の育児休業取得率	100%

※1 国の平均値/女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値 ※2 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。なお、奨励金は過年度に交付した回数を含め、1回限りの支給。2023年3月末までに旧制度のひめボス宣言事業所の登録、またはえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合には、20人未満の事業所であっても支給対象。



基本認証

1~4の要件を
すべて満たすこと

基本認証に必要な要件

1	ひめボス事業所宣言書の提出	
2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	
3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	
4	育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント禁止規定の整備	

実績に対する**奨励金**

2024年度(令和6年度)奨励金メニュー

最大 **20万円**

常時雇用する労働者数
20人以上300人以下の企業が
奨励金支給対象

※3 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。奨励金の交付限度額は過年度に交付した額を含め最大20万円とする。2023年3月末までに旧制度のひめがス宣言事業所の登録、またはえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合は、20人未満の事業所であっても支給対象。

パターン1

女性活躍推進メニュー
A~Eのいずれか1つ **10万円**

仕事と家庭の両立
支援メニュー
F~Jのいずれか1つ **10万円**

パターン2

女性活躍
推進メニュー
A~E

仕事と家庭の
両立支援メニュー
F~J

働き方改革
メニュー
K・L

A~Jの
いずれか1つ **10万円**

+ K・Lの
いずれか1つ **10万円**



※4 働き方改革メニューは単独での奨励金支給不可。A~Jのいずれか1つとセットで達成することが条件。

女性活躍推進メニュー

A



出産・育児・
介護で離職した
女性の
再雇用

RENEWAL!

B



更衣室等
女性専用の
施設整備及び
女性採用増加

C



女性採用
説明会の開催
及び
女性採用増加

D



リカレント
教育制度の
創設及び
取得実績

E



女性管理職
(係長相当職以上)の
割合が
20%以上

NEW!

A~Eのいずれか1つ
奨励金 **10万円**

仕事と家庭の両立支援メニュー

F



男性の
育児休業等の
通算28日以上

G



男性の
育児休業
取得率100%
(取得者2人以上)

H



法定を上回る
両立支援の勤務・
休暇制度整備
及び取得実績

I



保育環境の
整備

NEW!

J



育児休業中の
応援手当または
代替人員の
確保

NEW!

F~Jのいずれか1つ
奨励金 **10万円**

働き方改革メニュー ※働き方改革メニューは、単独での申請不可

K



所定外労働の
削減

NEW!

L



柔軟な
働き方の実現
(フレックスタイム、
テレワーク、副業、
兼業など)

NEW!

K・Lのいずれか1つ
+ A~Jのいずれか1つとセット
奨励金 **20万円**



申請はこちら

ひめボスポータルサイトより
申請を受け付けています
(メールや書面での申請も可)

認証奨励金種類	2024年度締切
奨励金スーパープレミアム認証	2025年1月31日
基本認証	2025年3月14日

※申請締め切りは予告なく変更になる場合がございます。最新情報は、ひめボスポータルサイトをご確認ください。

認証フロー

20~300人
常時雇用する労働者

20人未満または
300人以上
常時雇用する労働者

愛媛県内企業

申請・取得



基本認証

奨励金
最大
20万円

認証申請



スーパー
プレミアム

認証取得

奨励金
100万円

申請から取得までの目安

- 基本・上位認証
- 申請から認証まで約1か月
- 奨励金
- 申請から支払いまで約2~3か月

認証の支援

コンサルタント(社会保険労務士)によるサポートを、
無料で受けることができます

基本認証
取得支援

(一般事業主行動計画策定)

4 支援回数
回まで

2 訪問支援
回まで
(オンライン可)

2 電話支援
回まで
(メール含む)

スーパー
プレミアム
認証取得支援

5 支援回数
回まで

2 訪問支援
回まで
(オンライン可)

3 電話支援
回まで
(メール含む)



申請内容や申請方法について

訪問による説明・認証支援について

お問い合わせ先

ひめボス事務局

〒790-8686 愛媛県松山市湊町7-7-1(セキ株式会社内)
メール:support@himeboss.jp

089-903-8822

平日9:00~17:00
(年末年始12/29~1/3休業)

ひめボス推進アドバイザー

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2-5-7 別館1F
(一般社団法人愛媛県法人会連合会内)
メール:himenowa02@csc-ehime.jp

089-933-2660

promote diversity
in Ehime



HIMEBOSS

ひめボス

「愛媛ダイバーシティ」に待ったなし。
改革の加速に、動き出した2年目。
急速に進む人口減少。この状況下で地域が持続的に成長して
いくために、女性活躍及び仕事と家庭の両立支援に取り組む
事業所を、愛媛県が強力に後押し。2年目となる「ひめボス宣
言事業所認証制度」を通して魅力的な事業所を増加させ、
オール愛媛体制で、誰もが能力を十分に発揮し、多様な働き
方ができる環境が、当たり前になる愛媛県を目指します。

「ひめボス認証」

お済みですか？

加速する改革、増える認証事業所。



まずは気軽に
お問合せ

<お問合せ受付>
平日9:00~17:00
(年末年始12/29~1/3休業)

申請内容や申請方法について

ひめボス事務局

〒790-8686 愛媛県松山市湊町7-7-1(セキ株式会社内)
メール:support@himeboss.jp

089-903-8822

訪問による説明・認証支援について

ひめボス推進アドバイザー

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2-5-7 別館1F
(一般社団法人愛媛県法人会連合会内)
メール:himenowa02@csc-ehime.jp

089-933-2660

2024年
5月1日時点



基本認証事業所数

224社



スーパープレミアム
認証事業所数

4社

：スーパープレミアム認証取得(業種別/50音順)

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課 少子化対策・男女参画室

製造業

- 菱機工(株)
- 浅川造船(株)
- 朝日共販(株)
- (株)アテックス
- (株)あわしま堂
- イトマン(株)
- ウダカエンジニアリング(株)
- エリエールプロダクト(株)
- エリエールペーパーテクノロジー(株)
- (株)大石工作所
- (株)栗之浦ドック
- サンヨー食品(株)
- (株)四国シキシマパン
- 四国乳業(株)
- J.A.えひめアイパックス(株)
- ジャスティン(株)**
- (株)新来島どっく
- シンワ(株)
- 住友重機械プロセス機器(株)
- セキ(株)
- (株)セラテック
- CELCOJAPAN(株)
- 仙味エキス(株)
- ダイオーエワーク(株)
- ダイオーエンジニアリング(株)
- 大玉製紙(株)
- 西染工(株)
- 萩尾機械工業(株)
- 八水蒲鉾(株)
- 服部製紙(株)
- (株)ピージョイ
- (株)ヒカリ
- 補助工業(株)
- (株)フジコン
- (株)松山機型工業
- (株)マルカワ**
- 丸菱ペーパーテック(株)
- 三浦工業(株)
- 三木特種製紙(株)
- (株)三好鉄工所
- (株)あいテレビ
- (株)アイクコーポレーション
- RNBコーポレーション(株)
- (株)いよぎんコンピュータサービス
- (株)エス・ピー・シー
- (株)エヌ・ティ・ティ・データ四国
- (株)愛媛CATV
- (株)愛媛新聞社
- (株)愛媛電算
- (株)えひめリビング新聞社
- サイボウズ(株)
- 佐川印刷(株)**
- Sky(株)
- (株)デジタルピア
- 南海放送(株)
- (株)ビット
- (株)ファインデックス

情報通信業

建設業

- (株)愛亀
- 安藤工業(株)
- (株)一宮工務店
- 井原工業(株)
- (株)大竹組
- (株)川下建設
- (株)かわにし
- 向成建設(株)
- 重松兄弟設備(株)
- 四国竹林塗装工業(株)
- 四国通建(株)
- (株)四国ライト
- 神野電気(株)
- 大和リース(株)
- (株)田野電設
- (株)DAD
- 富永建設(株)
- (株)長浜機設
- 尾藤建設(株)
- (株)風土
- (有)松本組
- (株)宮嶋組
- (株)よしだ
- (株)渡辺建設

卸売業・小売業

- アカマツ(株)
- (株)アスティス
- 石崎商事(株)
- (株)伊予鉄高島屋
- 愛媛飼料産業(株)
- 愛媛トヨペット(株)
- (株)キノ
- サトー産業(株)
- 四国スバル(株)
- 太陽石油販売(株)
- 大黒工業(株)
- (株)高橋栄商店
- 高松石油(株)
- (株)南予ピージョイ
- (株)日東物産
- (株)フジ
- (株)モバイルコム
- (株)ヨンキュウ
- (株)レディ薬局

運輸業・郵便業

- 伊予鉄タクシー(株)
- 伊予鉄道(株)
- 伊予鉄バス(株)
- 宇和島自動車(株)
- 桑原運輸(株)
- (株)瀬戸内しまなみリーディング
- ダイオーロジスティクス(株)
- ベガサス運輸(株)

教育・学習支援業

- (大)愛媛大学
- (学)聖カタリナ学園
- (学)新田学園
- (学)松山東雲学園
- (学)松山聖陵学園
- (学)松山大学
- やまもと学習サポート教室

サービス業

- (株)イナミコーポレーション
- 伊予鉄総合企画(株)
- (株)ANAエアサービス松山
- 愛媛県国民健康保険団体連合会**
- 愛媛県商工会連合会
- (一社)愛媛県法人会連合会
- (一社)えひめ若年人育成推進機構
- (株)カスタマーリレーションテレマーケティング
- (株)カナナ・ジオリサーチ
- 共立自動車(株)
- (株)建設マネジメント四国
- 大王製紙保安検査システム(株)
- (株)長崎商事
- 富士通コミュニケーションサービス(株)
- (特非) ワークライフ・コロボ

専門・技術・サービス業

- (株)小笠原工務所
- (有)清水式真金研究所
- 住重アテックス(株)
- (株)ミズキコンサルタント

医療・福祉

- (医)愛寿会
- (福)愛美会
- (株)アクト企画
- (株)アルティザン
- (福)今治市社会福祉協議会
- (福)今治福祉施設協会
- (株)エイジングウェル
- (福)愛媛県社会福祉事業団
- (公財)愛媛県総合保健協会
- (医)かとう歯科医院
- きくぞのケアパーク(株)
- (医)栗整整形外科病院
- (福)来島会
- (株)ケアジャパン
- (株)ココロココ
- (福)三恵会
- (福)四国中央市社会福祉協議会
- (医)社団更生会
- (株)ジャックと豆の木園
- (株)シルバークエアサービス
- (医)仁清会 野本記念病院
- (福)正和会
- (福)西予総合福祉会
- (福)泰斗福祉会
- (福)新居浜市社会福祉協議会
- (株)華桔梗
- (株)響
- (福)福角会
- (医)北斗会 大洲中央病院
- (福)松山市社会福祉協議会
- (医)松山ハートセンター
- (福)御荘福祉施設協会
- (福)八幡浜市社会福祉協議会
- (福)悠々会

宿泊業・飲食サービス業

- エリエールフーズ(株)
- (株)グラン・ジュテ
- (株)古湧園
- (株)ホテル椿館
- (有)大和屋本店旅館

生活関連サービス業・娯楽業

- 石田クリーニング(株)
- エリエールライフ(株)
- (株)エリエールリゾーツゴルフクラブ
- (株)レスバスコポレーション

電気・ガス・熱供給・水道業

- 四国ガス(株)
- 四国電力(株)
- 四国電力送配電(株)
- 正起ガス(株)

金融業・保険業

- アフラック生命保険(株)
- (株)伊予銀行
- (株)愛媛銀行
- 愛媛信用金庫
- 愛媛県信用農業協同組合連合会
- 愛媛県信用保証協会
- 宇和島信用金庫
- 東予信用金庫
- (株)ゆうちょ銀行

不動産業・物品賃貸業

- (株)伊予鉄グループ
- (株)日本エージェンツ

農業・林業

- うま農業協同組合
- 愛媛たいき農業協同組合
- えひめ中央農業協同組合
- えひめ南農業協同組合
- 越智今治農業協同組合
- 久万広域森林組合
- 東宇和農業協同組合
- 松山市農業協同組合

地方公共団体等

- (公財)えひめ女性財団
- 愛媛県
- 愛媛県教育委員会
- 愛媛県警察本部
- 松山市
- 今治市
- 宇和島市
- 八幡浜市
- 新居浜市
- 西条市
- 大洲市
- 伊予市
- 四国中央市
- 西予市
- 東温市
- 上島町
- 久万高原町
- 松前町
- 砥部町
- 内子町
- 伊方町
- 松野町
- 鬼北町
- 愛南町

ひめボスポータルサイトより申請を受け付けています▶▶▶



えひめひめボス
ポータルサイト



メールや書面での申請も可能です。最新情報、詳細は、ひめボスポータルサイトをご確認ください。

本事業は愛媛県が、一般社団法人愛媛県法人会連合会及び、株式会社エス・ピー・シーとセキ株式会社の共同事業体に委託し運営しています。

令和6年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

令和6年度も引き続き助成金の受付を実施しますが、**一部変更しました**ので、ご注意ください。

変更点

1. 特例事業者要件	新型コロナウイルスの影響を受けた事業者向けの「生産量要件」が終了（賃金要件と物価高騰等要件は引き続き継続）
2. 経費の特例	「生産量要件」又は「物価高騰等要件」の事業者に認められていた「関連する経費」が終了（車・PCなどの導入は引き続き実施）
3. 申請回数	令和6年度中に可能な申請回数は 1回まで ※
4. 賃金引き上げ方法	事業場内最低賃金の引き上げは1回のみ（複数回の引き上げは助成対象外）
5. 申請期限	令和6年12月27日まで
6. 事業完了期限	令和7年1月31日まで

※ 令和6年3月31日までに申請いただき、令和6年4月1日以降に交付決定を受けた事業者は、令和5年度に申請されたものとして扱われますので、令和6年度にも申請可能です。

特例事業者に関する注意点

令和6年度における特例事業者の要件と対象経費は以下のとおりです。

	令和5年度	令和6年度
賃金要件	引き続き実施	引き続き実施
生産量要件	引き続き実施	令和5年度限り
物価高騰等要件	引き続き実施	引き続き実施
車・PCなど 経費の特例 関連する経費	引き続き実施	引き続き実施
		令和5年度限り

(参考①)

令和6年度の特例事業者は、以下の①～②のいずれかの要件に当てはまる中小企業事業者となります。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者 ※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

また、変更後の特例事業者に該当する場合、以下の特例措置を受けることができます。

		一般事業者	特例事業者	
			①賃金要件	②物価高騰等要件
引上げ人数関係	引上げ人数10人以上の区分の利用	×	○	○
助成対象経費関係	生産性向上に資する設備投資等	○	○	○
	生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	×	○

賃金引上げに関する注意点

「4. 賃金引上げ方法」のとおり、事業場内最低賃金の複数回に分けての引き上げは助成対象外となりました。申請に当たっては、特に以下の点にご注意ください。

(例) 地域別最低賃金が970円、事業場内最低賃金1,000円の事業場が4月15日に申請する場合

5月1日に1,000円から1,010円に引上げ、9月1日に1,010円から1,030円に引上げを実施し、合算して30円コースを申請したい。

5月1日に1,000円から1,025円に引上げ、9月1日に1,025円から1,060円に引上げを実施し、合算して60円コース又は2回目の賃上げで30円コースを申請したい。



対象外

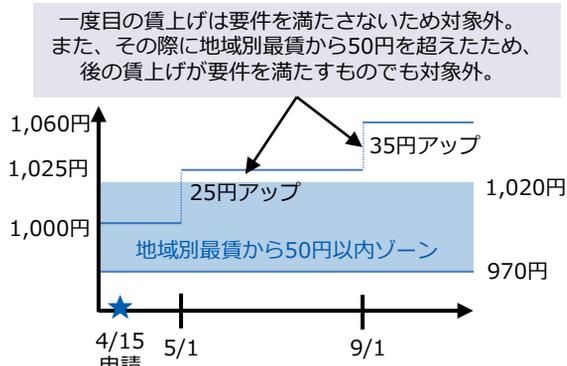
5月1日と9月1日もともに30円以上の引上げがされていないので、引上げコース区分を満たす賃上げとは認められません。

対象外

5月1日は30円以上の引上げがされておらず、かつ地域別最低賃金と事業場内最低賃金の差額が50円を超えたため、9月1日に30円以上引き上げていただいても対象外となります。



助成対象となるには？



助成対象となるには？

対象!

5月1日に30円以上引き上げていただくか、5月1日の10円引上げはそのままに、**9月1日に30円以上引き上げていただく**と助成対象となります。

対象!

5月1日に30円以上引き上げていただくと助成対象となります。

お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金 **検索**



交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

令和6（2024）年度 両立支援等助成金の 制度変更内容等をお知らせします

「両立支援等助成金」は、仕事と育児・介護等が両立できる“職場環境づくり”を行う中小企業事業主を支援する制度です。令和6年度から、以下の通り拡充・見直しを行いました。

1 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

第1種＜男性労働者の育児休業取得＞（拡充）

第1種＜男性労働者の育児休業取得＞について、**支給対象労働者数を3人までに拡充**します。

	変更前	変更後
支給内容	<ul style="list-style-type: none"> ・連続5日以上の子育て休業、雇用環境整備措置を2つ以上実施：20万円 ※1事業主あたり1回限り 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人目（連続5日以上の子育て休業、雇用環境整備措置を2つ以上実施）：20万円 ★措置を4つ以上実施した場合、30万円に増額 ・2人目（連続10日以上の子育て休業、雇用環境整備措置を3つ以上実施）：10万円 ・3人目（連続14日以上の子育て休業、雇用環境整備措置を4つ以上実施）：10万円

※育児休業は、子の出生後8週間以内に開始し、かつ所定労働日が一定日数以上含まれている必要があります。
※産後パパ育休の申出期限を2週間前より長く設定している事業主は、実施措置数が1つ増加します（一部除く）。

第2種＜男性の子育て休業取得率の上昇等＞（拡充）

第2種＜男性の子育て休業取得率の上昇等＞について、**プラチナくるみん認定事業主への加算措置を新設**します。

	変更前	変更後
支給内容	第1種の支給後、子育て休業取得率（%）が <ul style="list-style-type: none"> ・1年以内に30ポイント以上上昇：60万円 ・2年以内に30ポイント以上上昇等：40万円 ・3年以内に30ポイント以上上昇等：20万円 	第1種（1人目）の支給後、子育て休業取得率（%）が <ul style="list-style-type: none"> ・1年以内に30ポイント以上上昇：60万円 ・2年以内に30ポイント以上上昇等：40万円 ・3年以内に30ポイント以上上昇等：20万円 ★プラチナくるみん認定事業主の支給額を15万円加算 ※第1種（1人目）の子育て休業終了前の認定に限る

2 育休中等業務代替支援コース

手当支給等（育児休業） / 手当支給等（短時間勤務） / 新規雇用（育児休業）

令和6年1月より制度を開始しており、**引き続き、同様の内容で実施**します。

制度	対象となる場合	支給額
手当支給等（育児休業）	子育て休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合	以下①②の合計額を支給（最大125万円） ①業務体制整備経費：5万円（育休1か月未満：2万円） ②手当支給総額の3/4 ※上限10万円/月、12か月まで （プラチナくるみん認定事業主は4/5に割増）
手当支給等（短時間勤務）	育児のための短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合	以下①②の合計額を支給（最大110万円） ①業務体制整備経費：2万円 ②手当支給総額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで
新規雇用（育児休業）	子育て休業取得者の代替要員を新規雇用（派遣受入含む）で確保した場合	代替期間に応じた額を支給 最短：7日以上14日未満 9万円 最長：6か月以上 67.5万円 （プラチナくるみん認定事業主は支給額を加算）

※対象労働者数や初回からの支給年数に上限があります。

※一定の場合に支給額の加算があります。（有期雇用労働者加算、育児休業等に関する情報公表加算）＜裏面へ続く＞

3 柔軟な働き方選択制度等支援コース（新設）

育児を行う労働者が柔軟な働き方を選択できる制度の利用支援

主な要件	<p>①育児を行う労働者の柔軟な働き方を選択できる制度（柔軟な働き方選択制度等。下記A～Eから2つ以上）を導入する</p> <p>②「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」（※）により、柔軟な働き方に関する制度の利用及び利用後のキャリア形成を円滑にすることを支援する方針を社内周知する （※）「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」：育児を行う労働者が、柔軟な働き方に関する制度の利用や利用終了後のキャリア形成を円滑に行うことができるようにするため、事業主が労働者ごとに作成する計画</p> <p>③助成金の対象労働者（制度利用者）と面談を実施し、「面談シート」に記録する</p> <p>④面談結果を踏まえ、制度利用者の「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」を作成する</p> <p>⑤開始から6か月間で柔軟な働き方を可能とする制度を、下記の基準以上利用</p>			
柔軟な働き方選択制度等	制度名称	導入すべき主な内容		利用実績の基準
	A 始業 終業時刻の変更等	フレックスタイム制	日々の始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定	合計20日以上利用
		時差出勤制度	始業・終業時刻の1時間以上の繰り上げまたは繰り下げ	合計20日以上利用
	B 育児のためのテレワーク等	自宅等での勤務を可能とする勤務日の半数以上利用可能 時間単位で利用可能		合計20日以上利用
	C 短時間勤務制度	所定労働時間を1日1時間以上短縮6時間とする以外の短縮時間も利用可		合計20日以上利用
D 保育サービスの手配・費用補助制度	労働者の子に対する一時的な保育サービスを手配し、当該サービスの利用に係る費用の全部または一部を補助		負担額の5割以上かつ3万円以上 または10万円以上の補助	
※異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することは不可	E 子の養育のための有給休暇	子の養育を容易にするための休暇制度	有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度	合計20時間以上取得
		法を上回る子の看護休暇制度	法定の子の看護休暇制度を上回るものとして、有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度	合計20時間以上取得
助成額	柔軟な働き方選択制度等を 2つ導入 し、対象労働者が制度を利用 20万円 柔軟な働き方選択制度等を 3つ以上導入 し、対象労働者が制度を利用 25万円 ※1年度あたり1事業主5人まで対象 ※育児休業等に関する情報公表加算（1回限り、2万円）の適用あり。			

4 その他の変更内容

育児休業等支援コース（職場復帰後支援）の廃止

育児休業等支援コース（職場復帰後支援）については、柔軟な働き方選択制度等支援コースの新設に伴い、令和5（2023）年度限りで制度を廃止しました。

※令和6年3月31日までに対象労働者が育児休業から職場復帰した場合までが対象となります。

新型コロナウイルス感染症対応特例の終了

介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）及び育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）については、令和5年度限りで制度を終了しました。

※令和6年3月31日までに対象労働者が休暇を取得した場合までが対象となります。

◎その他詳しい支給の要件や手続、支給申請期間については、厚生労働省のHPをご参照いただくか、本社等所在地を管轄する都道府県労働局（申請先）へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省

検索



人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主（※）を支援します！

※ テレワーク勤務を、新規に導入する事業主の方及び試行的に導入している、又はしていた事業主の方に加え、令和6年4月1日から既に導入済みで実施を拡大する事業主の方も対象となります。

主な支給要件及び支給額は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

① 機器等導入助成

支給要件

- テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、**助成対象となる取組**を1つ以上行うこと。
 - 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。
 - ✓ 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は
 - ✓ 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする
- ※実施を拡大する事業主の方は、上記に加え、評価期間（機器等導入助成）の延べテレワーク実施回数を計画提出前3ヶ月と比べて25%以上増加させる必要があります。
- テレワークの実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること。

支給額

支給対象経費の
50%

※以下のいずれか低い方の金額が上限額
・100万円 又は
・20万円×
対象労働者数

② 目標達成助成

支給要件

- 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。
- 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。
- 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。

支給額

支給対象経費の
15% <25%

※以下のいずれか低い方の金額が上限額
・100万円 又は
・20万円×
対象労働者数

※〈〉内は賃金要件を満たした場合に適用

助成対象となる取組

- ① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ② 外部専門家によるコンサルティング
- ③ テレワーク用通信機器等（※）の導入・運用

※令和6年4月1日から仮想オフィスに係るサービス利用料、クラウドを用いたコミュニケーションツール・ペーパーレス化ツールの利用料が助成対象となります。

その他の支給対象となる経費については、支給要領をご確認ください。

- ④ 労務管理担当者に対する研修
- ⑤ 労働者に対する研修

ご利用の流れ等については裏面をご確認ください。

- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html
- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm

ご利用の流れ

1

テレワーク実施計画の作成・提出

- ✓ 提出期限までに、事業主の主たる事業所（通常は本社）の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）へ提出



管轄労働局が
テレワーク実施計画を
認定

2

認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取組（※）を実施

評価期間（機器等導入助成）においてテレワークを実施

- ✓ 計画認定日以降、以下3の支給申請日までに、取組の実施（機器購入の場合は納品）・支払を終えることが必要。
- ✓ 計画認定日から起算して6か月間を経過する日までの期間内において、事業主が連続する3か月間を「評価期間（機器等導入助成）」として設定し、テレワークに取り組む（評価期間の始期は事業主が設定）。

※助成対象となる取組（カッコ内の数字は上限額）

✓ テレワーク用通信機器等の導入・運用

- テレワーク用端末レンタル・リース費用（77万円）
- ネットワーク機器（16万5千円）
- サーバ機器（55万円）
- NAS機器（11万円）
- セキュリティ機器（33万円）
- ウェブ会議関係機器（1万1千円／対象労働者1人）
- サテライトオフィス利用料（33万円）
- 仮想オフィスに係るサービス利用料
- テレワークに用いるサービスの利用料
（例：クラウドを用いたコミュニケーションツール、ペーパーレス化ツール等）

対象となる取組の詳細については厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

✓ 労務管理担当者に対する研修（11万円）

✓ 労働者に対する研修（11万円）

✓ 外部専門家によるコンサルティング（33万円）

✓ 就業規則・労使協定等の作成・変更（11万円）

3

①機器等導入助成に係る支給申請

- ✓ 上記2の実施後、計画認定日から起算して7か月以内に、管轄労働局へ支給申請書を提出
- ✓ テレワークに関する制度を就業規則等で新たに規定する（している）ことが必要
- ✓ 上記2の評価期間（機器等導入助成）において、前頁のテレワーク実績基準を満たすことが必要



助成金の支給

支給対象経費の
50%

- ※以下いずれか低い方が上限
- ・100万円 又は
- ・20万円×対象労働者数

4

評価期間（目標達成助成）においてテレワークを実施

- ✓ 上記2の評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間（評価期間（目標達成助成））において、テレワークを実施。

5

②目標達成助成に係る支給申請

- ✓ 上記4の評価期間（目標達成助成）の終了日の翌日から起算して1か月が経過する日までに、管轄労働局へ支給申請書を提出
- ✓ 前頁の離職率目標を満たすことが必要
- ✓ 上記4の評価期間（目標達成助成）において、前頁のテレワーク実績基準を満たすことが必要



助成金の支給

支給対象経費の
15%〈25%〉

- ※以下いずれか低い方が上限
- ・100万円 又は
- ・20万円×対象労働者数

助成金の詳細・問合せ先

助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

人材確保等支援助成金

検索

※〈〉内は賃金要件を満たした場合に適用



厚生労働省HPへは
こちらのQRコードから
アクセス可能です。

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チュウイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
服装	準備期間に検討した服装を着用
作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 糖尿病、 高血圧症、 心疾患、 腎不全、 精神・神経 関係の疾患、 広範囲の皮膚疾患、 感冒、 下痢
日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症 の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働 者にお互いの健康状態を留意するよう指導
異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、 病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

中小企業・小規模事業者の皆様へ

「働き方改革関連法」が施行されています！対応はお済みですか？

厚生労働省 愛媛労働局 委託事業（受託団体 株式会社タスクールPlus）

愛媛働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料**で**ご支援**いたします。

悩める経営者のチカラになります！



ワン・ストップ 無料相談

以下のお悩みや課題は
迷わずご相談ください。

- 運輸・建設業の2024年問題！
どうしたら良いの？
- 同一労働・同一賃金！
よくわからない？
- 業務効率化から始めたい
- 生産性向上で賃金アップ
- 時間外労働の上限規制
- 活用可能な助成金
- 人材不足対応（育成含む）

※これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

個別相談

セミナー

出張相談

企業訪問

お気軽に
ご相談く
ださい！

（愛媛労働局委託事業）

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7 会館1階

受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日12月29日～1月3日を除く）

フリーダイヤル：**0120-005-262**

【この記事に関する問い合わせ】愛媛労働局雇用環境・均等室 TEL089-935-5222

愛媛県

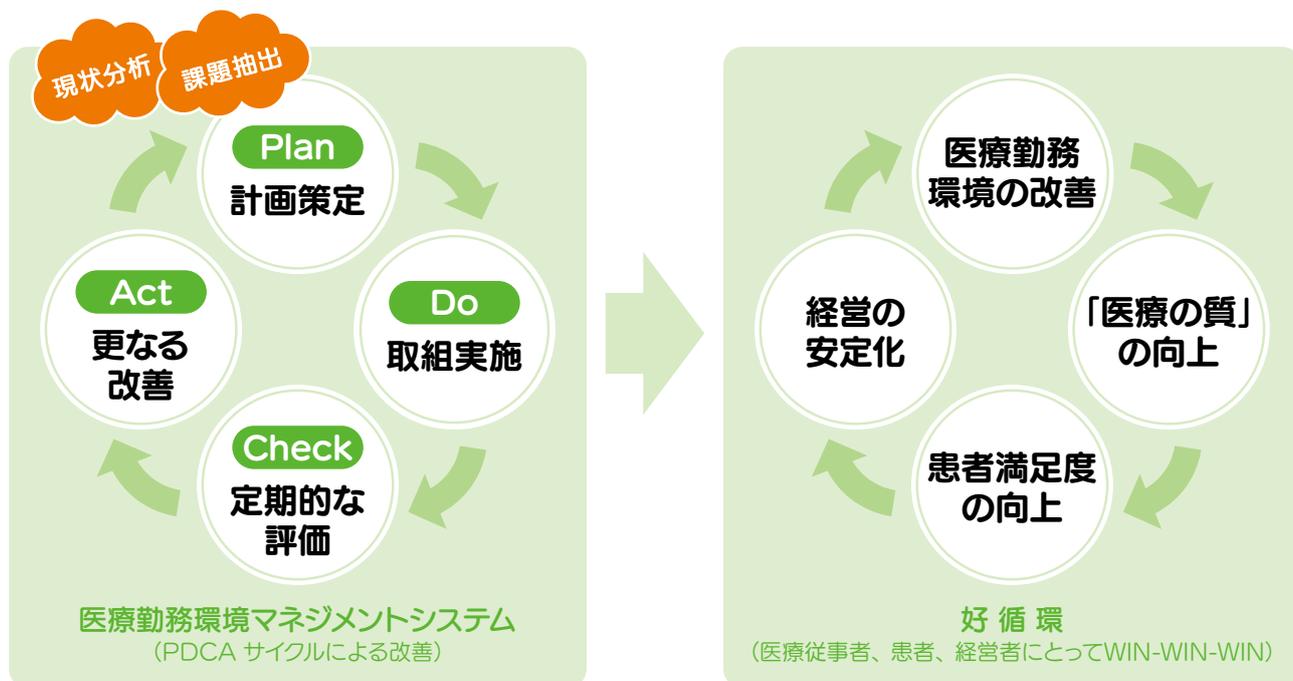
相談無料

医療勤務環境改善支援センター

愛媛県では医療機関の自主的な取組を支援する「愛媛県医療勤務環境改善支援センター」を設置し、医業経営の専門家と医療労務管理の専門家が、医療機関の管理者（又は管理的な立場の方）からの相談を受け、勤務環境の改善に向けた支援を行っています。

マネジメントシステムを導入しましょう!

本センターでは医療機関からの相談受付やセミナー開催のほか、「医療勤務環境改善マネジメントシステム」の導入支援も行っています。それぞれの職場の実状にあった形で、勤務環境の現状分析や課題抽出等に対する支援を行っていますので、お気軽にご相談ください。



令和6年4月から医師に対する時間外・休日労働の上限規制が適用されます

愛媛県医療勤務環境改善支援センターでは医師および医療従事者の働き方改革に関する相談の受付を行っています。また、働き方改革をはじめ、ハラスメント関係など多種の院内研修も実施しています。

愛媛県医療勤務環境改善支援センター

TEL 089-993-7831 FAX 089-993-7832

〒790-0054 松山市空港通1-8-16 えざき本社ビル5階 (来所希望の場合は要事前連絡)

平日 午前9時～午後17時まで受付 (土日祝日、年末年始を除く)

医業経営・医療労務管理に関するご相談を受け付けています。気軽にお問合せ下さい。

医療勤務環境の改善に関する ワンストップの無料相談・支援窓口

愛媛県医療勤務環境改善支援センター



089-993-7831

〒790-0054
松山市空港通1-8-16 えざき本社ビル5階
(来所希望の場合は要事前連絡)
受付時間：平日 午前9時～午後17時
(土日祝日、年末年始を除く)



相談予約については、下記申込書にお書き添えの上、
FAXにてご送付下さい。

送信先：愛媛県医療勤務環境改善支援センター行き

FAX 089-993-7832



無料相談申込書

医療機関名		ご担当者 (氏名)	
医療機関 ご住所	お電話 () E-mail		
相談内容	<input type="checkbox"/> まずはどのような支援が受けられるか話をきいてみたい。 <input type="checkbox"/> マネジメントシステム導入について検討してみたい。 <input type="checkbox"/> 院内研修の内容について詳しく話をきいてみたい。 <input type="checkbox"/> 働き方改革について相談したい。 <input type="checkbox"/> 労務管理について相談したい。 <input type="checkbox"/> 勤務条件や働きやすい職場について相談したい。		
その他の 相談内容	(上記以外の事項や詳細などがございましたら、ご記入下さい)		

折り返しセンターから担当者がご連絡いたします。

社会福祉法人福角会「プラチナくるみん」と「えるぼし」認定！

社会福祉法人福角会（松山市、理事長 芳野 道子）は、次世代育成支援対策推進法に基づく仕事と子育ての両立を推進している子育てサポート企業として「プラチナくるみん認定」を取得しました。併せて女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定（3つ星）」も取得し、次世代育成支援と女性活躍推進のダブル認定となりました。



★社会福祉法人福角会 概要

所在地：松山市 **業種：**社会福祉事業
労働者数：359人（男性108人、女性251人 R5.10.26）
育休取得者：男性8人（取得率88%）女性7人（取得率100%）※プラチナくるみん計画期間中の取得者数
多様なキャリアコース
概ね30歳以上の女性の正社員としての中途採用
→12名※直近3事業年度内の人数

取組内容の詳細はこちら⇒

くるみん



えるぼし



★「プラチナくるみん」認定とは？

次世代法第15条の2に基づき、くるみん認定企業が、より高水準の取組を行い、一定基準を満たす場合、労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

★「えるぼし」認定とは？

女活法に基づき、一般事業主行動計画を届出た企業のうち、女性活躍推進に関する取組等が優良な企業は、労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

☆「くるみん」や「えるぼし」の認定がされると……☆

①認定マークで優良企業のアピール！

認定マークを商品や求人広告に表示することで、優良企業であることをアピールし、販売促進・求人応募者の増加につながります。

②公共調達で加点！

公共調達（総合評価落札方式・規格競争による調達）において加点されます。

③くるみん助成金の支給！

認定を受けた中小企業が一定の要件を満たすと、申請により「くるみん助成金」が支給されます。

くるみん認定・えるぼし認定に関するお問合せ

愛媛労働局雇用環境・均等室 ☎ 089-935-5222

2024年4月から

労働条件明示のルール

が変わります

詳しくは裏面や
厚生労働省ホームページ
もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に あらかじめ 説明することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるとときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

労働条件明示の制度改正のポイント

全ての労働者に対する明示事項

1

就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1 についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

2

更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

4

無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

- ※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。
- ※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)
- ※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。
- ※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

(注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト ①
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト ②
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 ③



愛媛労災特別介護施設「ケアプラザ新居浜」のご案内

ケアプラザとは？

- ▶ 全国に 8 か所ある労災専門の公的な介護施設です。
- ▶ 土地・建物は国が所有し、運営は厚生労働省から事業委託を受けた「一般財団法人 労災サポートセンター（<https://www.rousaisc.or.jp>）」が行っています。
- ▶ 「ケアプラザ新居浜」は、平成 13 年に、住友グループ発祥の地で四国有数の工業都市の愛媛県新居浜市に開設され、温暖な気候の瀬戸内海近くに位置しています。

施設の特徴は？

- ▶ 最大 84 人の入居者が、介護・食事・入浴等のサービスを受けながら生活できます。
- ▶ 約 30 m²の個室に、ベッド、バス（一部シャワーのみ）、トイレ、洗面所、簡易キッチン、ナースコールを完備しています。また、重篤な入居者のため、常時介護に対応できる多床室（4 人部屋）も設置しています。
- ▶ 看護師が 24 時間体制で常駐し、介護士等とともに計画的な介護サービスを提供します。また、専任の栄養士と療法士を配置し、適切な栄養管理やリハビリを行います。
- ▶ 労災特有の障がいや傷病等に対応した介護ノウハウの蓄積があります。また、労災に知見のある愛媛労災病院等と連携し、必要な医療にもスムーズにつながります。

誰が入居できる？ 費用は？

- ▶ 労災保険の障害等級または傷病等級が 1 級から 3 級の労災年金受給者で、居宅での介護が困難と認められる方が入居できます（60 歳以上で障害等級が 4 級の労災年金受給者で、居宅介護困難な方は、特例的に入居が認められる場合あり。）。
- ▶ 費用は、施設利用料（部屋代、食費、光熱水費等）と介護費の合計額です。
- ▶ 施設利用料は、入居者の年収と、扶養親族の人数に応じ、次のとおりです。

年収（円） ～代表例～	個室の施設利用料（円・月額） 令和 5 年 10 月 1 日改定後の料金			
	扶養親族なし	扶養 1 人	扶養 2 人	扶養 3 人以上
1,200,000	62,000	36,000	36,000	36,000
1,600,000	79,000	46,000	46,000	36,000
2,000,000	115,000	62,000	46,000	46,000
2,800,000	154,000	79,000	62,000	62,000
3,000,000	176,000	97,000	79,000	62,000
3,400,000	198,000	115,000	79,000	79,000

- ▶ 介護費は、いったんご負担いただきますが、後日、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から支給されるため、実質的な負担はありません。

当施設についてお尋ねになりたいことがあれば、下記問合せ先まで。

★所在地 〒792-0896 愛媛県新居浜市阿島 1 丁目 3 - 12

★問合せ 0897-67-1122 総務課（月～金 8:30～17:30）

→公式 Facebook

